

自転車の安全な利用等に関する検討委員会設置要綱

自転車保険専門部会設置要綱

自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領

「自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領」の運用について

自転車の安全な利用等に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 自転車に関する施策を推進するに当たって、兵庫県・市町等が実施する対策の進め方や、事業者や自転車利用者が担うべき役割について、幅広い関係者が認識を共有し、対策の方向性についての合意形成を図るため、自転車の安全な利用等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 自転車の交通ルールの遵守、マナーの向上に関する事
- (2) 自転車保険の加入促進等事故の備えに関する事
- (3) その他自転車の安全な利用に関する事

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって16名程度で構成する。

- (1) 自転車施策に造詣の深い学識経験者 3名程度
- (2) 自転車施策に係る行政実務者 3名程度
- (3) その他検討事項に係る者 10名程度

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 委員会に、専門の事項を検討する必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会については、別に定める。

(謝金)

第7条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同様の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、前項の規定により、代理人に対して旅費を支給する。

(事務局及び庶務)

第9条 委員会の事務局は次に掲げる組織をもって構成し、委員会の庶務は兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室が行う。

(1) 兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室

(2) 兵庫県警察本部交通部交通企画課

(3) 兵庫県県土整備部土木局道路保全課

(4) 兵庫県教育委員会事務局体育保健課

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年3月31日をもって失効する。

2 この要綱の施行日以降、最初に開かれる会議は第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県政策部長が招集する。

自転車保険専門部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車の安全な利用等に関する検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、自転車保険の加入促進等について協議するため設置する自転車保険専門部会(以下「部会」という。)に関して必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 部会は、次の事項について検討する。

- (1) 自転車保険の加入促進に関すること
- (2) 被害者救済のために必要な対策に関すること
- (3) その他保険に関すること

(委員)

第3条 部会は、8名程度の委員で構成する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会長は委員長が任命する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代表する。

(会議)

第5条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ部会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝金)

第6条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同様の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、前項の規定により、代理人に対して旅費を支給する。

(庶務)

第 8 条 部会の庶務は、兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室が行う。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、決定の日から施行し、平成 27 年 3 月 31 日をもって失効する。
- 2 この要領の施行日以降、最初に開かれる会議は第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、兵庫県政策部長が招集する。

自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領

- 1 この要領は、自転車の安全な利用等に関する検討委員会設置要綱第 10 条に基づき、自転車の安全な利用等に関する検討委員会が行う会議(部会の会議を含む。以下「会議」という。)の公開等に関して必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
 - (1) 情報公開条例(平成 12 年兵庫県条例第 6 号)第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) その他会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記 2 で公開しない会議については、公表しないことができる。
公表の方法は、会議録及び会議資料を県ホームページへの掲載により行う。
- 5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめ報道機関への情報提供等により、県民への周知を図る。

「自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領」の運用について

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議(部会の会議を含む。以下「会議」という。)の傍聴を希望する者は、会議の当日、開催予定時刻の30分前までに、傍聴申出書(様式1)に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により決定する。なお、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員に満たない場合は、開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴者は、受付で会議資料を受け取った後、事務局職員の指示に従い、開催予定時刻までに会場に入場するものとする。

2 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証(様式2)の交付を受け、これを携帯しなければならない。

3 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (5) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

4 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴者は、会場において写真、テレビ、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、委員長(部会の会議にあたっては、部会長。以下同じ。)の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)ただし書の規定により委員長の許可を得ようとする者は、あらかじめ許可願(様式3)を委員長に提出しなければならない。

5 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記1の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。また、4の規定にかかわらず、会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等を行うことができる。
- (2) 上記2から3までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴又は撮影、録音等をする場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

6 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、すべて委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者が上記2から4の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

7 会議の非公開の決定

「自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領」2の規定に基づき、会議を非公開とすることが適当と考えられる場合は、予め会議に諮り、決定するものとする。

(様式3)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影等の目的	
撮影等の内容	写真撮影・ビデオ撮影・録音
撮影者等の住所・氏名	
フラッシュ使用の有無	有 ・ 無
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>自転車の安全な利用等に関する検討委員会 委員長(部会長) 様</p> <p>申込者 印</p>	